

【新型コロナウイルス】QLD 州、NSW 州境地域12地方行政区からの入州規制を緩和
(9月13日(月)午前1時から適用)

2021年9月10日
在ブリスベン総領事館

【ポイント】

●9月10日(金)、クイーンズランド(QLD)州政府は、13日(月)午前1時からニューサウスウェールズ(NSW)州境地域の Tweed、Ballina、Byron、Moree Plains、Gwydir、Clarence Valley、Inverell、Glen Innes Severn Shire、Tenterfield、Kyogle、Richmond Valley、Lismore12地方行政区からの入州規制を緩和し、以下に該当する場合に限り入州を認める旨発表しました。

【本文】

- ・必要不可欠な業務(業務又はボランティア活動で自宅では合理的な程度に行うことができない)の従事者。
- ・必須の目的(通学、または医療提供を受ける場合を含む)により入州する場合。
- ・COVID-19 の予防ワクチンを少なくとも1回接種している場合。
- ・過去14日間に他の外出規制措置(ロックダウン)が適用されている地方行政区を訪問していない場合。

なお、今回の入州規制の緩和には、レクリエーション、または社交目的による訪問は認められない。また、Walgett、Brewarrina、Bourke、Unincorporated Far West4地方行政区の居住者には、引き続き現行の入州規制を適用する。

○COVID-19に関する最新情報は以下の州政府 HP を御覧ください(英文のみ)

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○本件に関する州政府の発表は以下を御覧ください(英文のみ)

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○本件に関するパラシェ州首相ツイッター

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1436144715179573261>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所:Level 17、12 Creek Street、Brisbane、QLD
4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL
から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を
希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>